

保高発 1220 第 1 号
令和 3 年 12 月 20 日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計）の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する令和 3 年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計分に限る。以下「補助金」という。）の交付申請に当たっては「令和 3 年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計）の国庫補助について」（令和 3 年 12 月 20 日付厚生労働省発保 1220 第 7 号。以下「交付要綱」という。）及び「令和 3 年度後期高齢者医療災害等臨時特例補助金（一般会計）の取扱いについて」（令和 3 年 12 月 20 日付保発 1220 第 4 号）によるほか、下記により取り扱うこととするので、交付申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれない。

また、後期高齢者医療の調整交付金による財政支援については、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「算定省令」という。）第 6 条の規定に基づき、下記の算定基準のとおり交付することとしたので、内容について御了知いただくとともに、適切な対応について御配慮願いたい。

記

1 補助金及び特別調整交付金の交付対象及び交付割合

補助金及び特別調整交付金の交付対象とする減免措置は、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）の被保険者について、2 に定める基準により各広域連合が行った保険料の減免措置とする。当該補助金の交付額は、保険料減免した額の 6 割相当の金額とし、残り 4 割に相当する額は、特別調整交付金にて財政支援する予定である。

2 補助金及び特別調整交付金の交付基準

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者については、同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する者については、表 1 で算出した対象保険料額に、表 2 の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額
 - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

【参考：減免額の計算式】

$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad (D) \end{array}$

3 補助金の交付について

(1) 交付申請の対象期間等について

補助金の交付要綱別紙様式 1 及び別紙様式 3 の「特例措置積算内訳」の作成に当たっては、令和 3 年度分の保険料であって令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料額について必要額を見込むこと。なお、交付申請書の送付に当たっては、交付要綱に定める関係書類を添付すること。

(2) 交付申請書の送付期日

補助金の交付要綱第 6 の (2) の「別に定める日」とは、令和 4 年 1 月 17 日とする。

(3) 交付決定のスケジュール

補助金の交付決定については、令和 4 年 3 月上旬を予定していること。

4 特別調整交付金の交付について

災害等に伴う特別調整交付金の交付に当たっては、従来、各市町村につき 1 % 以上の収入減が生じた場合のみを対象としていたが、今回は 1 % 以上の収入減が生じていない場合も対象にすることとする。

特別調整交付金の交付対象等については、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来するものの減免を行った場合は、当該保険料減免額から補助金で補助した額を差し引いた残額を交付する。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和3年11月26日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に該当する被保険者に係る令和元年度又は令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その全額を特別調整交付金により財政支援する。

なお、特別調整交付金の財政措置については、算定省令第6条第9号（その他特別な事情）として交付することとし、令和3年度特別調整交付金算定基準については、「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第9号に関する交付基準及びQ&Aの一部改正について」（令和3年12月8日付保高発1208第1号）にて通知している。